



広報紙 小原 令和8年2月号

警察官がSNSで連絡することはありません ～一人で悩んで騙される前に駐在所に来てください！～



そこのあなた！！
もしかして、左の画像のような
SNSのやり取りをしていて、今
とても焦っていませんか！？



それ詐欺ですよ！

警察官がSNS等を
使って連絡をすること
は絶対にありません。

今すぐやり取りを止め
て警察に通報してください！

広報紙

小原

熊谷警察署
048-526-0110
小原駐在所
048-536-5336

窃盗被害警報

熊谷市内で、空き巣や自動車窃盗、タイヤホイールなどの窃盗被害が多発しています。

自宅や車の確実な施錠や、防犯システムの設置などの対策をお願いします。



不審者や車を見かけ
た際は110番通報
のご協力をお願いし
ます。

スリップ事故(転倒)等 に注意してください

道路凍結時に注意すべきポイント

1. 急ハンドル・急発進・急停止など「急」の付く運転操作は絶対にしない
2. 橋などの風がぬける道路は路面凍結の可能性あり
3. スタッドレスタイヤを過信した運転は禁物
4. 路面凍結した可能性のある日は二輪車の使用厳禁
5. 凍結した路面を歩く際には、小さな歩幅ですり足気味の「ペンギン歩き」を心掛けるべし

自転車の交通違反に

「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます

2026年4月1日から自転車での交通違反に対しても、交通反則通告制度(青切符)が導入されます。

運転免許の有無に係わらず16歳以上であれば、自転車も自動車等と同様に反則金が課せられます。

運転免許の取得経験がなく、通勤や通学等で自転車を利用している方のいるご家庭は特にご注意いただき、家族内でも交通ルールの再確認をお願いします。

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	5,000円
指定場所一時不停止等	3,000円
並進禁止違反	
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	

STOP!!



小原駐在のつぶやき

今年、子供たちの進学が重なる年となってしまい、嬉しい様な気苦労が増えた様な複雑な思いを抱える小原駐在です。

さて、来月には学校などの卒業式が控えており、少しずつ新年度の足音がしてくる時期となりました。

今月の広報紙にもありますが、4月1日から自転車の違反に対しても青切符が適用されるようになりますので、通学等で自転車を利用される方は、今一度交通ルールの確認をお願いします。

併せて、花粉症などで薬を飲む方も増えてくる時期を迎えました。

薬の中には服用時に運転を禁じられている物もありますのでご注意ください。